

全日本ゼネラルチャンピオン賞選考規程

(目的)

第1条 本賞は、定款第3条目的に定めたレース鳩の形質改良に資するため、確実に早く帰舎する鳩を鑑別する眼を涵養することを目的とする。本賞は、対象レースでのマーク鳩順位による競技を実施し、優れた成績を収めた鳩舎に「全日本ゼネラルチャンピオン・マーク賞」を授与し表彰するものである。

(対象レースと申請資格)

第2条 対象レースは下記の通りとする。

- ① 春季レジョナルレース
- ② 地区ナショナルレース
- ③ グランプリレース
- ④ 桜花賞レースまたはグランドナショナルレース
のいずれかを地区連盟毎に選択する (連盟序列)

(選考方法)

第3条 選考方法は、下記の通りとする。

(1) マーク鳩の登録方法

前条の対象レース①・②では1鳩舎3羽、③・④では1鳩舎2羽のマーク鳩を選定し、記録機(時計)の場合は、事前に審査用紙の1羽目から順に記入したうえ対象レースの持寄日に提出する。電子入舎システムを使用の場合は、当該レース参加登録の際、(持ち寄りリスト)1羽目からとする。

(2) ポイントの基準

対象レースの参加鳩の20%以内に入賞したマーク鳩に次の基準によりポイントを与え、合計獲得ポイントの大なるものを上位とする。

- ① 春季レジョナルレース (3羽マーク)
1羽につき1ポイント
- ② 地区ナショナルレース (3羽マーク)
1羽につき1ポイント
- ③ グランプリレース (2羽マーク)
1羽につき1ポイント
- ④ 桜花賞レース又はグランドナショナルレース (2羽マーク)
1羽につき1ポイント

【合計獲得ポイント】1～10ポイント

(3) 同ポイント鳩舎の順位決定法

合計獲得ポイントが同じの場合は、ポイントを獲得した全マーク鳩の入賞率を計算し、合計入賞率の小なるものを上位とする。

(申請手続)

第4条 地区競翔連盟は、第3条の選考方法により決定した成績を、毎年6月末日までを必着として協会交付の申請用紙にて申請する。但し、個人の合同委託鳩舎を除く。(註：合同委託鳩舎とは、鳩が有償で委託される鳩舎又は譲渡者の受益に限って

委託される鳩舎をいうものとする。従来の共同鳩舎についてはこの限りでない。)

2. 前項の期日を過ぎた申請は、原則として受理しないものとする。

(表彰鳩舎の決定)

第5条 各地区競翔連盟から申請された鳩舎の内から、第3条の選考方法により、「全日本ゼネラルチャンピオン・マーク賞」ベスト10を選出する。同成績の鳩舎が生じ、10鳩舎を超えた場合はいずれも被表彰資格鳩舎とする。

(授賞)

第6条 「全日本ゼネラルチャンピオン賞」の授賞は下記の通りとする。

ベスト1	ダイヤモンド・マーク賞	賞状・記念品
ベスト2	プラチナ・マーク賞	賞状・記念品
ベスト3	ゴールド・マーク賞	賞状・記念品
ベスト4～10	ベスト・マーク賞	賞状・記念品

奨励方法は日本最優秀鳩舎賞と同等とする。表彰は1月の総合表彰式にて行う。

附 則 ダイヤモンド・マーク賞を授賞した鳩舎が日本最優秀鳩舎賞を併せて授賞したときは、オリエンタル・チャンピオンとして特別表彰を行う。

但し、 . . . のうちで同場所・同時刻放鳩のレースがある場合は、選択は、どちらか一方とする。
(令和6年10月23日 改正)